

社団法人日本外科学会総会規則（定款施行細則第8号）

第1条 この法人（以下、本会と略記）の総会については、本会の定款に定められたことのほかは、この規則による。

第2条 総会は、定款第32条に定められた事項のほか、本会の運営に関する重要事項を審議し、議決する。

2 非選挙代議員候補者は、代議員として選任される前であっても、次期通常総会の議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示することができる。

第3条 次期及び次々期総会の開催時期及び開催地は、総会で定める。

第4条 特別会員及び名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第5条 この規則は、理事会及び総会の議決によって

変更することができる。

第6条 この規則は、理事会及び総会の議決によって廃止することができる。

附 則

1 この規則は、本会の定款について文部大臣の変更認可のあった日から施行する。（平成12年5月25日施行）

2 この規則は、平成13年4月10日から改正する。

3 この規則は、平成14年4月10日から改正する。

4 この規則は、平成15年6月3日から改正する。

5 この規則は、文部科学大臣の変更認可のあった日から改正する。（平成19年4月9日変更認可）